

豊島区地域公共交通会議設置要綱

令和3年4月1日
都市整備部長決定

制定	平成20年	11月	6日
全部改正	平成21年	4月	1日
改正	平成25年	3月	7日
改正	平成27年	4月	1日
改正	平成30年	4月	1日
改正	令和2年	4月	1日
改正	令和3年	4月	1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊島区附属機関設置に関する条例（平成26年豊島区条例第16号。以下「条例」という。）に基づき設置する豊島区地域公共交通会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 豊島区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を所掌する。

(所掌事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項について所掌するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 豊島区におけるコミュニティバスの必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 豊島区長又はその指名する者
- (2) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (8) 道路管理者、交通管理者、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者
- (9) 住民又は利用者の代表

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長を置き、構成員の互選により選任された者をあてる。

- 2 会長は、交通会議を代表し会務を総括する。
- 3 交通会議は、会長が召集する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 委員は、会議への出席及び議決権の行使を、他の委員又は前条各号に定める当該委員と同等の資格を有する者に委任することができる。
- 6 交通会議の議決は、出席した委員（委任状により議決権を行使する者を含む。）の3分の2以上の同意で決する。
- 7 会長は、必要と認めるときは委員以外の者に対して交通会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 交通会議は原則として公開とする。
- 9 交通会議の庶務は豊島区都市整備部都市計画課において処理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附則

この要綱は、平成20年11月6日から施行する。

附則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成25年3月7日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成27年4月1日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成30年4月1日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和3年4月1日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。